

岩舟町 2014年8月 創刊号 地域協議会だより

議事4 (報告)

下水道使用料の統一及び下水道受益者負担金の再編に関する答申の報告について

【建設水道部 下水道課】

下水道使用料及び下水道受益者負担金は、合併協議において合併時は現行のとおりとし、合併後5年を目途に再編するとされていることから、現在は旧市町の料金体系及び負担金単価を引き継いでいます。

このことから、平成24年10月9日に「栃木市上下水道事業調査委員会」へ諮問し、8回にわたる審議を経て平成26年5月9日に答申を受けております。

◆答申内容

1. 下水道使用料の統一について

- (1) 料金体系
 - ① 使用料金は統一する。
 - ・ 使用者への影響を最小限に抑えることを最優先とし、統一した料金体系とする。(表3参照)



表3

汚水量	基本料金		超金料過	
	新料金額	旧料金額	新料金額 (1mにつき)	旧料金額 (1mにつき)
10m以下	1,166円	1,200円		
10mを超え30mまで			127円	120円
30mを超え50mまで			136円	130円
50mを超え100mまで			146円	140円
100mを超えるもの			187円	150円

②「汚水私費の原則」に基づく通増従量制及び人頭制を採用する。

大量排水の抑制と生活排水を配慮する観点から、通増従量制を採用する。
・ 岩舟地域において井戸水のみ使用世帯は従前どおり、世帯一人当たりの認定水量を7m³/月とする。

区分	栃木市全地域
井戸水のみ使用世帯	世帯人数1人に つき7m ³ ×人数 =認定水量
井戸水と水道水の併用使用世帯	市の水道水の比水量を認定し、井戸水の認定水量を併用認定する

岩舟町地域協議会が 発足しました

第1回岩舟町地域協議会が5月26日(月)に岩舟公民館講義室で開催されました。鈴木市長から委嘱状の交付後、会長、副会長の選任や地域自治区や地域協議会についての制度説明が行われました。

協議の結果、会長には渡辺仁一委員が、副会長には安藤芳雄委員がそれぞれ選任されました。

また、地域協議会からの各種委員推薦について、栃木市子ども・子育て会議委員には高久厚子委員、栃木市市民会議委員には小林覚委員、栃木市斎場再整備検討委員会委員には田中正太郎委員がそれぞれ推薦されました。

さらに、岩舟地区の区長について「意見聴取」があり、6月1日付で山崎仁一氏が就任することが決まりました。地域協議会は15名の委員により構成される住民組織です。栃木市にかかる重要な事項について意見を求められたり、



用世帯は、水道水の使用量と井戸水の認定水量を比べて多い方の水量を認定する方法とする。(表4参照)

(2) 料金算定期間
① 料金の算定期間を5年(平成27年度〜平成31年度)とする。

・ 料金の安定性、期間的負担の公平性、今後の社会情勢を考慮して必要に応じて見直しをする。
2. 下水道受益者負担金の再編について

(1) 再編方針
① 負担金制度は今後も継承する。負担金単価は、市街化区域と市街化調整区域に差異を設ける。

・ 下水道整備の重要な財源であり、既納付者との公平性を保つため継続する。

・ 都市計画税が賦課される市街化区域と、賦課されない市街化調整区域との不公平感を是正するため、負担金単価に差異を設ける。
岩舟地域においては一律350円/m²だったものを表5のとおりとする。

報告を受けたり、また地域協議会から独自に意見を発信したりします。

そういった活動を通して岩舟地区(旧岩舟町)の発展については、栃木市の発展につなげていくことが期待されます。

旧岩舟町は合併により栃木市における岩舟地区という地域自治区になります。地域自治区は市民で組織された地域協議会、区長、地域自治区事務所である総合支所が三位一体となってまちづくりを進めていきます。

表5

処理区名	流域下流処理区 (大平・藤岡・岩舟地域)	
区分	市街化区域	市街化調整区域
負担金単価	330円/m ²	350円/m ²

② 一括納付報奨金制度は、今後も継承する。報奨金の交付率は統一する。
・ 一括納付報奨金制度は、財源の確保や事務処理の軽減が図れるので継承する。
・ 報奨金の交付率は、10%に統一する。

議事5 (報告)

栃木市農業振興地域整備計画の変更について

【産業振興部 農林課】
栃木・岩舟との合併に伴い、「農業振興地域整備計画」の一本化を図ることで、優良な農地を確保・保全するとともに、栃木市全体として農業振興のための各種施策を計画的かつ集中的に実施できるようにし

ます。

県基本方針、栃木市総合計画と整合を図りながら、概ね10年先の農業生産に係る将来のあるべき姿を見通し、農業振興のあり方を検討していきます。

今後の地域協議会の予定

- ◇ 第4回 8月27日(水) 9時00分〜
 - ◇ 第5回 9月29日(月) 10時00分〜
 - ◇ 第6回 10月27日(月) 10時00分〜
- 会場はいずれも岩舟総合支所会議室棟 1階 第1会議室
☆ 会議は傍聴できますのでご希望の方は開始時間までに会場にお越しください。
★ 第2号は11月20日発行予定です。

岩舟町地域協議会だより 創刊号

平成26年8月20日発行
発行 岩舟町地域協議会研究会
編集 広報部会
〒329-4392
栃木市岩舟町静 5133 番地 1
岩舟総合支所 地域まちづくり課
電話 0282-55-7751 fax 0282-55-4910
E-mail i-chiiki@city.tochigi.lg.jp

岩舟町地域協議会 渡辺会長就任挨拶



本年4月5日をもって栃木市岩舟町となり早や4か月が経過し、新しい体制への移行も整いつつあると思っています。去る5月26日には合併特例法の規定により、岩舟町地域協議会が15名で発足いたしました。

今回の岩舟の合併は最初の栃木市の合併から5年ということですが、スタートしたばかりの地域協議会も今年が最初で最後の年となります。複雑な思いもありますが、栃木市では地域の発展から栃木市全体の発展につなげていくというまちづくりのスタイルは変わらず継続していくことなのです。

岩舟地域発の先進的かつ建設的な意見を一つでも多くあげて、新しい「栃木市」の発展につなげていく考えです。そのためにも、地域協議会で活発な議論をしていきたいと思

みなさまのご支援、ご協力をお願いいたします。

岩舟町区長に 山崎仁二氏が就任



6月2日(月)、市役所本庁で鈴木市長より区長への辞令交付が行われました。岩舟町区長には、旧岩舟町で副町長等を歴任された山崎仁二氏が就任しました。任期は平成27年3月31日までとなります。

区長は、市長が選任する特別職で、岩舟地域の代表として、地域住民の意見を市長へ伝えるとともに、時には行政の意向を地域に伝え調整を図るなど、地域と行政の相互の橋渡しを行うことで、新市の円滑な行政運営と地域のまちづくりを推進します。また、市の重要な政策を形成する過程にも参画し、地域の実情や意見を反映させていく役割も担います。

岩舟町地域協議会は委員15名で組織されています。委員には団体からの推薦を受けている1号委員、学識経験者である2号委員、公募委員である3号委員の3種類の委員がおります。

栃木市と岩舟町の合併に伴い、合併後の重要な約束事は「栃木市及び下都賀郡岩舟町の配置分合に伴う地域自治区及び地域自治区の区長の設置に関する協議書」に定められています。この協議書において市民に特に重要な意味を持つ事項である各種計画の策定、公共料金の変更等についてはあらかじめ地域協議会の意見を聞かなければならぬとされています。

取り上げられるテーマ（議事といいます）により地域協議会での取り扱い方は主に3種類あります。市長が地域協議会に意見を求める重要事項である「意見聴取」、意見は要しない重要事項である「報告」、その他の事項である「その他」です。

「意見聴取」は、市長から意見を求められ、市長に意見を回答します。

「報告」は将来的に意見聴取する事案について、事前に説明する場合等が報告に当たります。それ以外の事案については「その他」として取り上げられます。

6月26日第2回地域協議会が岩舟総合支所 第1会議室で開催されました。

岩舟地域については、H28年度0・1%、H29年度以降0・15%、H30年度以降0・2%の税率とします。

（地域協議会の意見）原案通り了承する。

議事2 〈報告〉

栃木市斎場再整備基本計画について

【生活環境部 斎場整備室】合併後の栃木市に相応しい斎場再整備を行うため、基本構想に基づき施設の具体的な内容を記載する栃木市斎場再整備基本計画が策定され、その計画について報告がありました。

◆栃木市斎場再整備基本計画概要

1. 事業スケジュール
通常手法で平成29年度内PFI手法で平成30年度内の供用開始を目標とする。

※PFI（プライベート・ファイナンス・インシアティブ）とは、公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的

（表1参照）

新料金表 (1ヶ月・税抜) 表1

口径	基本料金	超過料金 (1㎡につき)				
	(水量5㎡まで)	6~10㎡	11~50㎡	51~100㎡	101~500㎡	501㎡以上
13mm	875円	40円	105円	125円	150円	170円
20mm	1,025円					
25mm	1,350円					
30mm	2,750円					
40mm	4,700円					
50mm	8,050円					
75mm	17,500円					
100mm	32,500円					
150mm以上	管理者が定める額					

※口径13mmで1ヶ月2.0㎡使用した場合 (税込) 表2

岩舟	現行料金	経過措置① 平成27年~平成28年	経過措置② 平成29年~平成30年	平成31年
		3,704円	3,235円 -469円	2,765円 -470円

を取り入れ、5年目に統一料金となるよう3分の1ずつ調整を行う。

※岩舟地区の料金推移の一例

- 能力を活用して行う手法。
2. 施設構成
- (1) 火葬炉
①最大火葬件数 16件
②計画炉数 大型炉8炉
③告別室・収骨室・収骨準備室を1組とし、合計3組配置 (3件同時火葬に対応)
その他霊安室1室、待合室8室、式場1室
- (2) 概略施設面積 約4,100㎡程度
(3) 必要敷地面積 概ね19,000㎡以上 (敷地形状等により増減する。)
3. 候補地選定
(1)1次スクリーニング (絞り込み)
①西方・藤岡総合支所の中間点から南北各5km、両地点を結ぶ県道から東西各5km、約10km×10kmのエリアを抽出。
- (2)①のエリア内の主幹線道路、準幹線道路から両サイド各1km、約2km幅を帯状に抽出。
②②の帯状のエリアから、市街化区域等を除いた部分を、1次スクリーニングエリアとする。

- (2) 2次スクリーニング
1次スクリーニングエリアから候補地をいくつか選定し、評価項目により評価する。その後数カ所の候補地に絞る。
(3) 建設地の決定
数カ所の候補地から1カ所の最終建設地を決定する。
4. 運営管理、整備手法
①運営管理 指定管理者制度の導入を前提とし、今後決定する。
②整備手法 「旧合併特例事業債」の活用を検討する。PFI導入可能性調査を実施し、その結果を踏まえて整備手法を決定する。

議事3 〈報告〉

水道料金統一に関する答申の報告について

【建設水道部 水道業務課】水道料金は、合併協議に基づき合併時は、現行のとおりとし、合併後5年を目途に再編するとされていることから、現在は、旧市町の料金体系を引き継いでいます。このことから、平成24年10月9日に「栃

- ◆答申内容
1. 算定期間
平成27年度から平成31年度の5年を算定期間とする。
2. 料金体系
・口径別料金体系を採用し、基本水量は5㎡を設定、メーター使用料は廃止する。
・使用者のメーター口径の大小により料金を設定する。
・基本水量を5㎡に設定する。
3. 増量型料金体系を採用し、水量ランクを5区分とする。
・使用量が多くなることに、段階的に1㎡あたりの料金を高くする方法を採用する。

4. 隔月検針、隔月徴収とし口座割引を導入する。
・費用対効果を考慮し隔月検針、隔月徴収とし検針サイクルを統一する。
・口座振替利用者に対する1回あたり50円の口座割引制度 (隔月定例) を導入する。
5. 激変緩和の導入
・今回の料金統一は、大きく料金体系が変わることから2年ごとに3分の1ずつ段階的に増減させる激変緩和